

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本吟剣詩舞振興会（以下「当会」という。）の定款第13条及び第26条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第6章に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員報酬は、理事会又は評議員会への出席の都度、支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても、日額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額は、評議員会で決議する別表1「常勤理事の報酬」に定める金額以内とする。

- 2 非常勤理事に対する報酬の額は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める金額とする。
- 3 監事に対する報酬の額は、別表3「監事の報酬」に定める金額とする。
- 4 評議員の報酬等は、別表4「評議員の報酬」に定める金額とする。

(報酬等の額の決定)

第5条 常勤理事の報酬総額は、評議員会で決議する別表1「常勤理事の報酬」に定める金額以内とする。

- 2 非常勤理事に対する報酬の額は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める金額とする。

- 3 監事に対する報酬の額は、別表 3「監事の報酬」に定める金額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、別表 4「評議員の報酬」に定める金額とする。

(報酬等の支給額の変更)

第 6 条 当会の理事の報酬額の変更は会長が発案し、理事会で決定する。

- 2 監事の報酬額の変更は、監事の協議によって決定する。

(報酬の支給日)

第 7 条 常勤役員は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会の出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

- 2 報酬は、法令のさだめるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(退職慰労金の支給)

第 9 条 退職慰労金は、役員として任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤理事に対する退職慰労金の額は、退任時の月額報酬の 60%に、在任月数および支給係数を乗じた額とする。ただし、第 8 項後段により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、退任日におけるそれぞれの役職ごとの月額報酬の 60%に、それぞれの役職ごとの在任月数（以下「役職別期間」という。）及び支給係数を乗じて得た額の合計額とする。
 - 3 在職期間（常勤理事としての通算期間をいう。以下同じ。）及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 月とする。
 - 4 役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に 1 月を減ずるものとする。
 - 5 支給係数は、次のとおりとする。
 - (1) 在職 4 年未満の者 100 分の 15 以内
 - (2) 在職 4 年以上 6 年未満の者 100 分の 20 以内
 - (3) 在職 6 年以上の者 100 分の 25 以内
- 支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。
- 6 役員が職務上の義務違反により解任となった場合にはこの規程は適用しないものとする。
 - 7 役員が任期満了の日又は、その翌日において再び同一の役職に任命された時は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職した者とみなす。また、常勤理事が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された時も同様とする。

- 8 非常勤理事に対する退職慰労金について、その業績が格別顕著であると評議員会が認めた場合につき、在職 1 年につき 250,000 円を退職時に支給する。退職時に 1 年に満たない年がある場合は、250,000 円を 12 で除した額に在職月数を乗じて得た額を支給する。

(費用)

第 10 条 当会は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費、通勤費、旅費（宿泊料も含む）、手数料等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第 11 条 当会は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(規程の実施)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への設立の登記の日から施行する。

附則

第 4 条に関らず、公益財団法人移行前の役員在任期間に基づく役員退職金については、理事会並びに評議員会の議決を得て、支払うことができるものとする。なお、この附則は平成 25 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附則

この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行する。

別表 1 常勤理事の報酬

常勤理事	月額 130 万円までの範囲内
------	-----------------

別表 2 非常勤理事の報酬

非常勤理事	理事会又は評議員会に出席の都度、1 人 11,111 円以下で 理事会が定めた金額
-------	--

別表 3 監事の報酬

監事	理事会又は評議員会に出席の都度、1 人 11,111 円以下で理事 会が定めた金額
----	--

別表 4 評議員の報酬

評議員	理事会又は評議員会に出席の都度、1 人 11,111 円以下で理事 会が定めた金額
-----	--